

地域につくられた 地域住民による 学校の応援団 三好市学校支援ボランティアの活動を紹介します



② 登下校安全活動

市内全域において602名もの地域の皆さま方に学校支援ボランティア登録をしていただき、学習支援活動・登下校安全活動・環境整備活動・学校行事など、さまざまな活動の支援をしていただきました。

① 学習支援活動

学校支援ボランティアとは
子どもたちの教育のために、学習活動や部活動の指導、学校施設保全や安全管理などで学校教育を支援するボランティア活動です。
三好市では、地域の教育力の向上を目指すことを目的として、平成22年度より「学校支援地域本部事業（学校支援ボランティア）」を推進しています。

活動内容を紹介します

学校支援ボランティアを募集しています

ご協力いただきましたボランティアの皆さま、大変お世話になりました。平成27年度も、学校支援ボランティアにご協力くださいますよう、よろしくお願ひいたします。新規学校支援ボランティアも募集しています。次の学校支援ボランティア事務局までお問い合わせください。

【お問い合わせ先】

学校支援ボランティア事務局
（三好市教育委員会生涯学習・スポーツ振興課）
電話 72・3900

④ 学校行事



③ 環境整備活動

子どもたちの生きる力を育みます 平成27年度から土曜授業がはじまります



土曜授業のねらい

子どもたちの確かな学力、豊かな心、健やかな体などの「生きる力」を育み、その成長を支えることを目指して、学校・家庭・地域が連携し、授業や地域における多様な学習、文化やスポーツ、体験活動などの充実を図ることを目的としています。

小学校・中学校で 土曜授業は年間6回実施

□ 土曜授業は、年間6回実施します。午前中の3時間授業を原則として、5月・6月・10月・11月・12月・2月の第1週（5

月のみ第2週）を基本としています。学校長の判断で実施週が変更となる場合があります。
□ 給食はありません。
□ 土曜授業の振替休みはありません。

幼稚園・小学校・中学校で 春休み・夏休み・冬休みを短縮

□ 年間7日間短縮します。
【春休み】 3月25日～4月6日
【夏休み】 7月21日～8月26日
【冬休み】 12月24日～1月6日
□ 平成27年度より、新学期のスタートがこれまでと異なります。
【1学期】 4月7日～
【2学期】 8月27日～
【3学期】 1月7日～

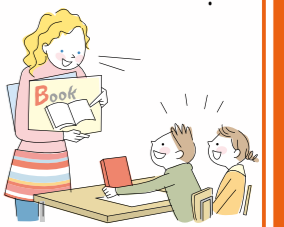


【お問い合わせ先】

三好市教育委員会 学校教育課
電話 72・3555

Ready? 英GO! ありのままに!

楽しく学ぶ英語教室



三好市内の学校に配属されているALT（外国語指導助手）のネイティブな英語に慣れ親しみ、コミュニケーション能力を養うとともに、外国語への関心を高め、積極的に英語を使おうとする態度を育成することを目的に英語教室を開催します。

【日時】 毎月第3土曜日 9時30分～11時30分
【場所】 中央公民館2階第1会議室（池田町マチ2476番地）
【回数】 年間12回（5月より開始）
【対象】 三好市の小学3・4年生（平成27年度）
【定員】 20名程度 ※申込者多数の場合は抽選
【申込方法】 各家庭に配布している申込書に、必要事項をご記入の上、お子様の所属する学校に提出してください。
【申込締切】 3月24日（火）各学校修了式まで
【講師】 三好市ALTジェナマルコム（池小）
三好市ALTアヤナクロフト（池中）
【受講料】 無料（ただし、教材費・材料代などが必要な場合は個人負担になります）

【お問い合わせ先】

三好市教育委員会 学校教育課 電話 72・3555

将来ピカソになれるかも

楽しく学ぶ絵画教室



子どもたちに、絵画制作を通して感性や発想力を育みながら、絵を描く楽しみや作品を仕上げる喜びを少しでも多く味わってもらうため、学校とは違った場所で絵画に親しむ機会を作りました。そこで、元小学校長を招き、絵画教室を開催します。

【日時】 毎月第3土曜日 9時30分～11時30分
【場所】 中央公民館3階第3会議室（池田町マチ2476番地）
【回数】 年間12回（5月より開始）
【対象】 三好市の小学5・6年生（平成27年度）
【定員】 20名程度 ※申込者多数の場合は抽選
【申込方法】 各家庭に配布している申込書に、必要事項をご記入の上、お子様の所属する学校に提出してください。
【申込締切】 3月24日（火）各学校修了式まで
【講師】 武田洋子先生（元和田小学校長）
【受講料】 無料（ただし、材料費などは個人負担になります）

【お問い合わせ先】

三好市教育委員会 学校教育課 電話 72・3555

変わります 軽自動車税の税率



軽自動車税は、原動機付自動車や軽自動車、小型特殊自動車、二輪の小型自動車を4月1日時点で所有している人に課税される税です。地方税法の一部改正により、平成27年度から軽自動車税の税額が引き上げられます。

◆原動機付自転車・二輪車など（単位：円）

車種区分	年税額	
	平成27年度	平成28年度以降
原動機付自転車	50cc以下	1,000
	50cc超90cc以下	1,200
	90cc超125cc以下	1,600
	三輪以上（ミニカー）	2,500
二輪の軽自動車	125cc超250cc以下（側車付のものを含む）	2,400
二輪の小型自動車	250cc超	4,000
小型特殊自動車	農耕作業用	1,600
	その他（フォークリフトなど）	4,700

※ 税制改正により、原動機付自転車、2輪の軽自動車、2輪の小型自動車、小型特殊自動車の税額が引き上げられますが、平成28年度から適用予定とされています。

◆四輪以上・三輪の軽自動車（単位：円）

軽自動車 車種区分	税率（年額）		
	平成27年3月31日までの登録車	平成27年4月1日以降の登録車	平成28年度課税分～登録後13年超
	現行税率（注1）	新税率（注2）	重課税率（注3）
三輪（660cc以下のもの）	3,100	3,900	4,600
四輪（660cc以下のもの）	乗用 自家用	7,200	10,800
	乗用 営業用	5,500	6,900
	貨物 自家用	4,000	5,000
	貨物 営業用	3,000	3,800

（注1）平成27年3月31日までに、初めて車両番号の指定を受けた車両（注4）は、登録後13年まで現行税率のままです。
 （注2）平成27年4月1日以降に、初めて車両番号の指定を受けた車両から新税率が適用されます。
 （注3）平成28年度課税分から、初めて車両番号の指定を受けた月から起算して13年を経過した車両は、重課税率が適用されます。
 （注4）「初めて車両番号の指定を受けた」とあるのは自動車検査証の「初度検査年月」を指します。

原動機付自転車・軽自動車などの廃車手続きはお済ですか

原動機付自転車や軽自動車などに対する軽自動車税は、毎年4月1日現在で車両を所有（登録）している場合に、年税額が課税されます。そのため、4月2日以降に廃車や名義変更をされても、月割り課税の制度はなく、その年度の税金を納めていただくこととなります。

【ご注意やお願い】

- ・現物を廃棄処分されただけでは登録が残ることになります。速やかに廃車手続きを行ってください。
- ・知人などに譲渡した場合も名義変更が必要で、変更手続きがお済でない場合は、前所有者に納税通知書が送られます。
- ・盗難に遭われた場合でも、警察への盗難届出に加えて、廃車手続きが必要です。

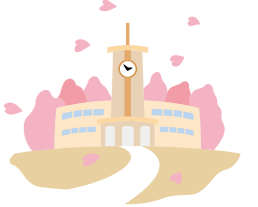
■軽自動車（660cc以下）・軽二輪車（125cc以下）
 徳島県軽自動車協会 ☎088・641・2010（へ申告してください）

■二輪の小型自動車（251cc以上）
 徳島運輸支局 ☎050・5540・2074（へ申告してください）

■原動機付自転車・小型特殊自動車（125cc以下）
 所有者・使用者の印鑑、ナンバープレートを持参し、三好市役所税務課または各総合支所へ申告してください。

☎72・7614 **【お問い合わせ先】** 三好市役所税務課

ご利用ください 就学支援制度



市では、小中学校に在学するお子さんの就学で経済的に困りの保護者に対し、学用品費や学校給食費などを援助する制度を設けています。



■ 支給資格
 三好市内の小中学校に在学する児童生徒の保護者で、生活保護法に規定する要保護者に準ずる程度に生活が困窮していると認められる方で、教育委員会が交付を認めた方です。

■ 判定基準
 同居世帯全員の所得額などによって判断します。住民票は別であっても同居している親族（児童生徒からみて3親等以内）の所得額も加算されます。生活保護法により設定されている最低生活費の月額を判断基準とします。

世帯により算定される金額が違うので、詳しくは教育委員会学校教育課にお問い合わせください。

■ 申請方法
 毎年5月下旬に学校から各家庭に申請書を配布しますので、必要事項を記入の上、課税証明書を添付し、通学している学校へ提出してください。生活保護（教育扶助）を受けられている方は、申請の必要はありません。

■ 認定の可否
 当初申請者には7月下旬に認定の可否を通知します。認定された場合は4月にさかのぼって支給しますので、給食費・医療費は一時的に負担していただくこととなります。

7月以降に申請をされ、認定された方は申請月の翌月1日の認定となりますので、それ以前は自己負担となります。

■ その他
 支給方法・支給費目および金額などは教育委員会または、在学されている学校にお問い合わせください。

就学援助は費目ごとに単価が設定されており、保護者が負担すべきすべての費用を支給する制度ではありません。

■ お問い合わせ先
 三好市教育委員会学校教育課 ☎72・3555

三好市就学援助費目

費目	対象経費
学用品費	学用品費
校外活動費（宿泊を伴わないもの）	学校行事として参加するために直接必要な交通費および見学料とする
校外活動費（宿泊を伴うもの）	学校行事として参加するために直接必要な交通費および見学料とする
新入学児童・生徒学用品費	小学校または中学校に入学する方が、通常必要とする学用品費および通学用品費
修学旅行費	修学旅行に参加するために直接必要な交通費、宿泊費、見学料および均一に負担すべきこととなる記念写真代、医薬品代および旅行傷害保険料
通学費	通学距離が、片道で児童4km以上、生徒6km以上あり、交通機関を利用するもの
医療費	学校保健安全法施行令第8条に規定する疾病の治療に要した費用および通院費
学校給食費	学校給食費として徴収される実費
部活動費	教育活動の一環として位置づけられる部活動費